

本條は舊刑法第三百二十四條を修正した規定であります。

參照舊刑法

第三百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病創傷に致したる者は 毆打創傷の各本條に照し重きに従て處断す

### 第三十二章 脅迫ノ罪

總 說

本章は脅迫罪に關する規定で脅迫とは一定の危害のあることを告げて其人を恐怖せしむることを云ひます、而して本章は舊刑法の脅迫の罪といふを修正した規定で舊刑法は兇器を以て脅迫した場合及び單に人を脅迫した場合のみを規定し脅迫に因り人に權利なきことを行はしめ又は行ふべき權利を妨害した場合之を罰することは出来ませんから本法は之を加へ且舊刑法は此脅迫罪を親告罪とし告訴がなければ罰しないこととしましたけれども元之れ脅迫は公の秩序に關する罪でありますから本法は脅迫罪を犯した者は被害者の公訴を待たず之を罰することとしたのであります。

第二百二十二條 生命身體自由名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキコトヲ以テ

トナ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

親族ノ生命身體自由名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

本條は脅迫罪を犯した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に生命身體自由名譽又は財産に對し害を加ふべきことを以て人を脅迫したる者とありますが、此脅迫と云ふことは總說に於て陳入た如く人をして一定の危害を加ふことを告げて其人を恐怖せしむることと一定の危害を加ふと云ふことは例へば汝を殺し又は汝を毆打すると云ふて人を恐怖せしむることとあります、又は汝を逮捕監禁する汝の悪事を告訴する或は汝の居宅を焼き拂ふと云ふて脅迫する如きは人の自由名譽又は財産に對し危害を加ふべきことを以て人を脅迫した適例であります而して此脅迫は人を殺し居宅を焼くと云ふて其人を恐怖せしむれば直ちに罪となります、故に恐怖せし



めた結果人より財物を取れば恐喝取財となり暴行を加ふれば次條の罪となります、此點に注意をしなければ誤る處であります、此等一定の手段を以て人を脅迫すれば一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられます、

第二項の親族の生命身體自由名譽又は財産に對し害を加へると云ふことを以て人を脅迫したとき亦同しと云ふは獨り被害者の生命身體自由名譽財産に對し害を加ふと云ふことのみを以て脅迫したばかりでなく被害者の親族即ち被害者の親を殺し其の居室を燒くとか脅迫し或は兄弟姉妹の自由名譽を害すべきことを告げて恐怖せしめたときも第一項同様一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられます、

茲に注意すべきは親族と云ふは自己又は配偶者の直系尊屬である父母祖父母曾祖父母高祖父母等は勿論自己の直系卑屬である子孫曾孫玄孫より傍系尊屬たる伯叔父母兄弟傍系卑屬たる弟妹甥姪も本條に云ふ親族です、

本條第一項は舊刑法第三百三十六條を修正した規定で舊刑法は人の生命身體財産に對し脅迫した場合のみを規定し人の自由又は名譽を害すと云ふて脅迫した場合には罰するこ

とが出来ない不便より本法は之を加へ第二項は舊刑法第三百二十八條と同一の規定であります、

參照舊刑法

第三百二十六條 人を殺さんと脅迫し又は人の住居したる家屋に放火せんと脅迫したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十四圓以下の罰金を附加す

第三百二十八條 親族に害を加ふべきことを以て脅迫したる者は前二條の例に依る

第二百二十三條 生命身體自由名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキ

コトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フヘキ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命身體名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フヘキコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フヘキ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス



本條は脅迫罪を犯し、人をして義務なきことを行はしめ又は行ふべき權利を妨害した者の處分に關する規定で第一項と第二項と第三項より成りたる條文であります、而して第一項に生命身體自由名譽又は財産に對し害を加ふべきことを以て脅迫したと云ふことに付ては、前條に於て説明しましたから再び説明しませんが、暴行とは不法に腕力を加ふることで此等暴行脅迫を加へ、人をして權利なきことを行はしめと云ふことは、例へば被害者に對し金借の保證人にならざれば、汝を殺し汝の居宅を焼く或は汝の惡事を告訴すると云ふか如き又行ふべき權利を妨害したると云ふことは例へば議員を撰舉する場合に某を議員に撰舉するなら汝を逮捕又は監禁する又は汝の惡事を告訴すると云ふて恐怖せしめ某に對する撰舉を爲さしめざるか如き此等生命身體自由名譽又は財産に對し害を加ふべきことを以て脅迫し又は暴行を用ひ保證人となる義務なき人を保證人と爲し又は行ふべき撰舉をなさしめない者は三年以下の懲役に處せられます、

第二項の親族の生命身體自由名譽又は財産に對し害を加ふべきことを以て脅迫し人に義務なきことを行はしめ又は行ふべき權利を妨害したる者亦同しと云ふことに付ては前條

及び第一項に於て説明しましたから之を略し唯茲に注意すべきは、第一項には害を加ふべきことを以て脅迫し又は暴行を用ひとあるも第二項には暴行と云ふ文字はありませんから此場合に暴行を用ひたとは第一項に依ると云ふことであります、而して此第二項の罪を犯した者も三年以下の懲役に處せられます、

第三項は第一項と第二項の未遂罪は之を罰すると云ふことで、而して第一項第二項の罪の未遂罪となるには少なくとも暴行又は脅迫に着手したときは未遂の所爲で一步を進めて義務なきことを行はしめ又は行ふべき權利を妨害したときは既遂であります、

舊刑法には此點に付き何等の規定もありません爲め不便でありましたから本法は必要上本條を新に設けたのであります、

### 第三十三章 略取誘拐ノ罪

#### 總 說

本章は略取及び誘拐の罪に關する規定で、略取とは威力を用ひて未成年者を父母又は父母に代つて保護する者の保護權内より奪ひ取ることを云ひ誘拐とは偽計を用ひて未成年者の



父母又は父母に代つて保護する者の保護権内より奪ひ取ることを云ひます、而して本章は舊刑法の幼者を略取誘拐する罪と云ふを修正して幼者と云ふ三字を削り略取及び誘拐の罪と改めたのであります、

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年

以下ノ懲役ニ處ス

本條は未成年者を略取又は誘拐した者の處分に関する規定で未成年者とは二十歳未満の幼者のこと、此未成年者は父母又は父母に代つて保護する者に養育らるる者であれば自分で自分の身の振り方を自由にすることは出来ません、故に此未成年者を雇入れ又使役せんとする者は必らず未成年者の父母又は父母に代つて養育する者の承諾を得なければなりません、若し此等の者の承諾を得ず未成年者を奪ひ取れば略取又は誘拐であります、而して略取又は誘拐とは總説に於て陳べた通り未成年者を父母又は父母に代つて保護する者の保護内より奪ひ取ることと未成年者の承諾あるも未成年者は此等諾否に付き判断するの能力がない者でありますから、苟も未成年者の父母又は父母に代つて保護す

る者の保護権内より奪ひ取れば略取又は誘拐であります、此略取と誘拐との差は略取は威力を用ひ誘拐は偽計を用ゐる點で奪ひ取ることとは同一であります、而して未成年者を略取又は誘拐した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百四十一條第三百四十二條の兩條を合併したのを修正した規定で舊刑法は十二歳未満の者と十二歳以上の者とを區別し略取と誘拐とに付き刑に輕重の區別を爲し又幼者を略取誘拐して自ら藏匿したると又は他人に交付したるとを區別しましたけれども、本法は此等の區別を不必要として單に未成年者を略取又は誘拐した者と修正したのであります、

参照舊刑法

- 第三百四十一條 十二歳に満たざる幼者を略取し又は誘拐して自ら藏匿し若しくは他人に交付したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す
- 第三百四十二條 十二歳以上二十歳に満たざる幼者を略取して自ら藏匿し若しくは他人に交付したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自ら藏匿し若しくは他人に交付したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百二十五條 營利猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐



シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は營利、猥褻、結婚の目的を以て人を略取又は誘拐した者の處分に関する規定で前條には未成年者とあつて、本條には單に人とありて、年齢に制限がありませんから、未成年者も成年者も共に含まれ居る様に思はれますけれども、未成年者に付ては前條に規定してありますから、本條に人と云ふは成年者のこととあります、此成年者を營利、猥褻、結婚の目的を以て略取又は誘拐すれば本罪で營利とは自己又は他人を利することであり、即ち略取又は誘拐した者を自家にて使役するか若くは他人をして使役せしむることでもあります、猥褻とは淫事に關する醜行と云ふことと又結婚とは婚姻をして夫婦となることとあります、此等營利、猥褻、結婚の目的を以て人を略取誘拐すれば本條の罪となりますけれども此目的のないときは、假へ人を略取誘拐するも本條の罪とはなりません、而して本條の罪を犯した者は一年以上十年以下の懲役に處せられます、舊刑法は此點に付き何等の規定もありません爲め不便でありますから、本法は必要上本條を新に設けたのであります、

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取誘拐シタル

者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

本條は外國に移送する目的を以て人を略取誘拐し又は人を賣買した者の處分に関する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に帝國外に移送する目的を以て云々とありますが、此帝國外と云ふことは、日本以外の外國のことで、移送するとは略取誘拐した人を外國に送ることとあります、此移送の目的は營利の爲めであると、猥褻又は結婚の爲めであると、其他如何なる目的であるかに拘らず略取又は誘拐した人を外國に送る目的であれば、本罪であります、而して本罪を犯した者は二年以上の有期懲役に處せられます、

第二項の帝國外に移送する目的を以て人を賣買し又は被拐取者若くは被賣者と云ふ人を



賣買すると云ふことは、人の身體を賣ることにて、假へは醜業婦を外國に賣るか如きこととてあります、又被拐取者とは略取又は誘拐された人のことで、被賣者とは外國に移送する爲め賣られた人のこととてあります、此等帝國外に移送する目的を以て人を略取誘拐し又は帝國外に移送する目的を以て人を賣買し又は被拐取者若しくは被賣者を外國に移送した者は二年以上の有期懲役に處せられます、

本條第一項は本法の新に設けた規定で第二項は舊刑法の第三百四十五條を修正した規定であります、舊刑法には二十歳に満たざる幼者と規定してありますか其範圍狹隘に失しますから、本法は成年者たる未成年者たるに拘らす外國に移送する目的を以て人を賣買し又は被拐取者若しくは被賣者を外國に移送したる者と修正したのであります、

参照舊刑法

第三百四十五條 二十歳に満たざる幼者を略取誘拐したる者は輕懲役に處す

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ

三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以上ノ懲役ニ處ス

本條は前三條の罪を犯した者を幫助した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に前三條の罪を犯したる者云々とありますが、此前三條と云ふは第二百二十四條と第二百五條と第二百二十六條のことで即ち未成年者又は營利、猥褻若しくは結婚の目的を以て人を略取誘拐した罪及び帝國外に移送する目的を以て人を略取誘拐し又は人を賣買し或は被拐取者若しくは被賣者を帝國外に移送する罪であります、此等の罪を犯した者を幫助する目的を以て被拐取者被賣者を收受藏匿又は隱避せしめた者は前三條に規定しある罪を幫助した者であります、而して幫助とは、犯罪を容易ならしめたことで、被拐取者とは、略取又は誘拐された人のことで被賣者とは賣られた人のことであります、又收受とは、略取又は誘拐された人や、賣られた人と云



ふことを知て、人を請取ることと藏匿とは隠すことと隠避とは是又略取又は誘拐された人や、賣られた人と云ふことを知て、他人の發見を妨けることとであります、此様に略取誘拐した者や、賣られた者を請取つて隠し又は隠し場所を與へて他人の發見を妨けた者は人を略取誘拐した罪及び人を賣買した罪を幫助した者であります、此前三條の罪を犯した者を幫助した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、

第二項の營利、又は猥褻の目的を以て被拐取者又は被賣者を收受した者と云ふは、自己又は他人を利し又は淫事に關する醜行をなさしむると云ふ考を以て略取又は誘拐した者や、賣られた人を請取ることとあります、此等は略取誘拐された者を幫助する者と異なり其情最も惡むべき所爲でありますから、此等の罪を犯した者は六月以上七年以下の懲役に處せられます、

本條第一項は本法の新に設けた規定で、第二項は舊刑法第三百四十三條を修正した規定であります、舊刑法は自己の家屬又は婢僕と爲し又は其他の名稱を以て收受したとありますけれども略取誘拐された者を收受するは獨り家屬婢僕に限る者にあらざるばかりでなく其他の名稱の意味不明了でありますから、本法は之を營利又は猥褻の目的を以て被拐取者又は被賣者を收受したる者と修正したのであります、

参照舊刑法

第三百四十三條 略取誘拐したる幼者なることを知て自己の婢僕と爲し又は其他の名稱を以て之を收受したる者は前二條の例に照し各一等を減す

第二百二十八條 本條ノ未遂ハ之ヲ罰ス

本條は本章の未遂罪は之を罰すると云ふこととて即ち略取及び誘拐の未遂と云ふは、偽計又は威力を用ひ拐取の所爲に着手したときで又略取誘拐する者を、幫助する目的を以て被拐取者を藏匿又は隠避に着手したときは、略取誘拐する者を幫助する罪の未遂で其他外國に移送する目的を以て人の賣買に着手し或は被拐取者又は被賣者を外國に移送する所爲に着手する等は第二百二十六條の罪の未遂であります此等未遂罪を犯した者は皆處分すると云ふことで、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以



テ犯シタル第二百二十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除クノ外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト結婚ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニアラサレハ告訴ノ効ナシ

本條は本章の罪の中營利の目的でない場合に限り告訴を待て其罪を論ずべきことを規定した條文で、而して告訴を待て論ずべき罪と云ふは第二百二十四條の未成年者を略取誘した罪及び第二百二十五條の猥褻又は結婚の目的を以て人を略取誘拐した罪第二百二十七條第二項の猥褻の目的を以て被拐取者又は被賣者を收受した罪であります、告訴がなくとも罰せらるゝ罪は第二百二十五條の罪と第二百二十七條第三項の罪であります、元來略取誘拐の罪を告訴を待て其罪を論ずることとした舊刑法の主意は被害者の名譽を保護する爲めであり、然れども被害者の名譽を害するの虞のないときは、罰するの必要がありませんから、本法は第二百二十六條の罪と、同條の罪を幫助するの目的を以

て犯した第二百二十七條第一項の罪及び此等の罪の未遂罪を除く外營利の目的でない限りは告訴を待て之を論ずることとしたのであります、然れども如何に此等の罪であるかと云ふても被害者は承諾して犯人と結婚をしたときは告訴することは出来ません、何んとなれば被害者は承諾をして犯人と結婚をした場合は、告訴するの必要がないからであります、

本條は舊刑法の第三百四十四條を修正した規定で舊刑法は營利の目的の有無に拘らず略取又は誘拐の罪を犯した者は告訴を待て其罪を論ずることとしましたけれども、本法は之を改めて營利の目的でない限りは告訴を待て其罪を論ずることとしたのであります、

参照舊刑法

第三百四十四條 前條に記載したる罪は被害者又は親屬の告訴を待て其罪を論ず但略取誘拐せられたる幼者式に従て婚姻を爲したるときは告訴の効なし

### 第三十四章 名譽ニ對スル罪

#### 總 說

本章は人の名譽に對する規定で、人の名譽とは人の此世の中に對する地位と信用とのこと



て、即ち人の名譽を毀損すると云ふことは、人の此世の中に對する位置に對し信用を失はしむることであり、舊刑法は之を誹毀罪としてありますけれども、本法は名譽に對する罪として新に本章を設けたのであります、又舊刑法は醫師藥商穩婆又は代言人辯護人代書人若しくは神官僧侶其身分職業に於て委託を受けたることに依り知得した陰私を漏告したる者は誹毀罪としてありますけれども、此等は人の秘密を侵した罪で人の名譽に關する罪ではありませんから、本法は之を人の秘密を侵す罪の部に規定することゝしたのであります

第三百二十條

公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實

ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ルニアラサレハ之ヲ罰セス

本條は人の名譽を毀損した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に公然事實を摘示して人の名譽を毀損した者とありますが此公然事實を摘示すると云ふことは、人の名譽を毀損する事柄を文書圖畫又は演說等を以て多數の人の目に觸れ又は開ゆる様に吹聴すること、假へば某は人の物を盗んだと云ふ

ことを文書に綴り圖畫と爲し又は演說を以て世間に吹聴することであり、然れども單に人を馬鹿とか間抜けと云ふが如きは、次條の人を侮辱した罪で、本條の罪とはなりません、要するに人の名譽を毀損したか否やは事實上の問題であれば裁判官の認定に任すことゝしたのであります、又人の名譽とは總説に於て陳へた通り世の中に對する位置信用のこと、即ち人の名譽を毀損すると云ふことは、人の世の中に對する位置を失はしむることであり、假へば某と交際するな某と取引するなと云ふことは、某の地位と信用のない證據で此地位と信用とを毀損するは人の名譽を毀損した者であります、而して公然惡事醜行を摘發して人の名譽を毀損したときは本罪で、本罪を犯した者は一年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられます、

第二項の死者の名譽を毀損したる者は誣罔に出づるにあらざれば之を罰せずと云ふは、生存者即ち生きて居る者に對する名譽の毀損は事實の有無に拘らず罰しますけれども、死者に對する名譽の毀損は全くない事柄があるが如くに吹聴すれば本罪で、死者の生きて居つた場合の出來事であれば假へ惡事醜行を公然世の中に吹聴するも本條の罪とはな



りません、それ本條は死者を保護する爲めではなく、遺族を保護する爲めであり、死者とは死亡した人のことで死亡した人は名譽も信用もありませんから之を保護するの必要がありませんけれども、死者の名譽を毀損するは死者の遺族に對する打撃であれば、此遺族を保護する爲め如此規定を設けたのであります、

本條第一項の罪は舊刑法第三百五十八條を修正した規定で舊刑法は誹毀の方法を列記してありますけれども、此列記法は時に脱漏の恐れがありますから、本法は單に公然事實を摘示し人の名譽を毀損した者と改めたのであります、又第二項は舊刑法第三百五十九條と全く同一の規定であります、

参照舊刑法

第三百五十八條 惡事醜行を摘發して人を誹毀したる者は事實の有無を問はず左の例に照して處断す

一 公然の演説を以て人を誹毀したる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二 書類圖畫を公布し又は雜劇偶像を作為し人を誹毀したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誹毀したる者は誣罔に出るにあらざれば前條の例に照して處断す

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本條は人を侮辱した者の處分に關する規定で本條の事實を摘示せずと雖も、人を侮辱したと云ふことは、前條の如く人の惡事醜行を摘示することなく、單に馬鹿間拔け泥棒と云ふが如く人を罵詈雑言することであり、元來人の名譽を毀損する罪は深思熟考の上人の惡事醜行を文書圖畫演說雜劇偶像等の手段を用ひて其人の地位信用を失はしむるを以て其目的とする者であれば、其情は重くありますけれども、人を侮辱するは腹立ち紛れに故意に其人を辱かしむる者であれば其情は輕くありますから、従つて人の記憶に存することも薄く故に人を侮辱した者は拘留又は科料に處すると云ふことであります、本條は舊刑法第四百二十六條第十號違警罪を修正した規定で、本法は違警罪を認めませんから本條に規定したのであります

参照舊刑法

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者は二日以上五日以下の拘留に處し又は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す



### 第二百三十二條 本章ノ規定ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は本章の規定は告訴があれば罪として罰するけれども、告訴がなければ、罰しないと云ふことではありません、元來人は名譽を毀損されたか侮辱されたか其の人の考に因る者でありますから、人の名譽を毀損され又は侮辱された者より、告訴があれば罪として罰するけれども、告訴がなければ罰しないと云ふことであります、

本條は舊刑法第三百六十一條と同一の規定であります然れども舊刑法には被害者又は死者の親屬の告訴を待て其罪を論ずとあつて死者の名譽を毀損する其被害者は遺族であれば遺族たる親屬の告訴するは當然であれば、本法は單に告訴を待て之を論ずと修正したのであります、

參照舊刑法

第三百六十一條 此節に記載したる誹毀の罪は被害者又は死者の親族の告訴を待て其罪を論ず

### 第三十五章 信用及ヒ業務ニ關スル罪

總説

本章は信用及び業務に關する規定で信用とは人の世の中に對する身分上の資格のことで而して業務とは農工商業の營業を爲すこととあります、本章は舊刑法の商業及び農工の業を妨害する罪と云ふを修正した規定で舊刑法では商業と農工の業とを區別してありますけれども、歸する處は業務に對する區別に過ぎませんから、本法は之を信用及び業務に對する罪と修正したのであります、

### 第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ業務ヲ妨害シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は人の信用を毀損し及び人の業務を妨害した者の處分に關する規定で本條に虚偽の風説を流布し又は偽計を用ひ人の信用を毀損し云々とありますが、此偽計と云ふことは全く根も葉もない不實のことを、あるが如くに吹聴すること、假へば、露國が凶作である、支那と米國とに戦争が始つた杯と不實のことを云ひ觸らし商工業等を妨害すること、又虚偽の風説と云ふことは、假へば名望ある人をさして某は平生博徒の群に入り居



る者又は彼れは酒色に耽り破産せし者と云ふが如き虚偽の風説を流布して人の信用を毀損する一例であります此等虚偽の風説を流布し偽計を用ゐるは人の信用を毀損する原因で而して人の信用とは人の世の中に對して有する名望のことで、此名望を落すは所謂信用の毀損であります、又業務の妨害とは農工商業を妨害すること、假へば穀類其他の物の價額を高低せしめ或は農業の種子商工業の材料を供給することを妨害する等は業務を妨害した者であります、而して本條の罪を犯した者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられます、

本條は舊刑法の第二百六十七條より第二百七十二條に至る六ヶ條を修正した規定で舊刑法は商業を妨害した者に對する刑と農工業を妨害した者に對する刑とに付き區別をしましたけれども、本法は業務たる上は農たると工たると商たるとに拘らず業務である上は何れの業務を妨害した罪でも同一に罰すること、修正したのであります、

参照舊刑法

第二百六十七條 偽計又は威力を用ひて穀類其他衆人の需用に欠くへからざる食用物の賣買を妨害したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

前項に記載 たる以外の物品の賣買を妨害したる者は一等を減す

第二百六十八條 偽計又は威力を以て買取又は入札を妨害したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又は威力を以て農工の業を妨害したる者は前條に同じ

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又は農工業の景況を變せしむる爲め雇主及び他の雇人に對し偽計又は威力を以て妨害を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減し又は農工業の景況を變する爲め雇人及び他の雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者は亦前條に同じ

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價値を最低せしめたる者は十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者前條ニ同シ

本條は威力を用ひ人の業務を妨害したる者の處分に關する規定で本條に威力を以て人の業務を妨害した者と云ふは、人に暴行を加へんとする氣勢を示し人を恐怖せしむること、あります假へば農工商の雇人は雇賃を増さしむる爲め同盟罷工を爲すが如き、或は穀類其他衆人の需用に欠くことが出来ない食用品の賣買を妨害する爲め、又は農工商の景況を變せしむる爲め若くは農商工業の種子又は材料供給の妨害を爲す爲め暴行を加へん



その氣勢を示す等種々ありますけれども、要するに、暴行を加へんとの氣勢を示して人を恐怖せしむるは威力を以て人の業務を妨害した適例であります、又人の業務と云ふことは、農商工業の業務のことで本條と前條とは人の農商工業を妨害するは同一でありますけれども、前條は虚偽の風説を流布し又は偽計を用ひ人の信用を毀損する等全く精神作用を以て人の業務を妨害する罪でありますけれども、本條は威力即ち暴行と云ふ不法の腕力を加ふる點は異なるわけで他は皆同一であります、從て其處分も同一で此威力を用ひ人の業務を妨害した者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられます、而して本條も舊刑法第二百六十七條より第二百七十二條を修正した規定であります、

### 第三十六章 窃盜及強盜ノ罪

#### 總 說

本章は竊盜及び強盜に關する規定で竊盜とは他人の財物を竊取すること、強盜とは人を強迫し又は暴行を加へて財物を強取することであり、舊刑法は竊盜と強盜とを別節に規定しましたけれども、此兩罪は何れも、他人の財物を不正に奪取する所爲で唯其奪取の手段を異にするわけでありますから、本法は之を竊盜及び強盜の罪として本章に規定することとしたのであります、又舊刑法は竊盜の罪に付ては種々の規定を爲し且其刑期を異にしましたけれども、此等は皆犯罪の情狀で本法は此等犯罪の情狀を條文として記載するを不必要とし之を省き犯情相當の刑を科すことは、事實裁判官の認定に任すこととしたのであります、

### 第二百三十五條 他人ノ財物ヲ窃取シタル者ハ窃盜ノ罪ト爲シ十年

#### 以下ノ懲役ニ處ス

本條は竊盜の罪に關する規定で本條に他人の財物を竊取したる者とありますが、此他人と云ふことは讀んで字の如く自己以外の人のことで、財物とは普通金錢に見積ることを得る動産及び不動産の總稱のことを云ひます、然れども、本條に云ふ財物とは竊盜の目的物となることを得る財物即ち有體物で且動産でなければなりません、何となれば竊盜の目的物となる財物は手に握り他に持運びを爲すことを得る物でなければならぬからであります故に手に握ることは出來ない無體物即ち空氣又は光線の如き又他に持運びを爲



すことが出来ない不動産の如きは竊盜の目的物である本條の財物と云ふことは出来ませ  
ん然れども民法上の不動産である、戸障子の如きは、之を家屋より取り放したときは、  
他に持運びを爲すことが出来すから竊盜の目的物となります、又無體物であつても、  
本章の罪にては特に財物と看做しと規定しある電氣の如きは例外であります、(此財物と  
看做す電氣のことに付ては第二百四十五條に於て説明します)

此有體物にして且動産である他人の財物と云ふことは他人に所有權のある物は勿論所有  
權はなくも他人の所持内にある物は他人の財物でありますから、自己の物も他人の所持  
内にある間は本條に所謂他人の財物であります、(此事に付ては第二百四十二條に於て説  
明します)而して他人の所持内に在る財物を自己の所持内に移すは竊盜であります、故  
に他人の所持外にある無主物即ち山野の鳥獸河海の魚介の如き物を自己の所持内に移す  
は竊盜ではありません、何となれば、此等は無主物で他人の所持内にないからでありま  
す、又遺失物は他人に所有權がありますけれども未だ何人の所持内にも移りませんから  
之を拾得して自分の所持内に移せば遺失物拾得の罪で竊盜の罪ではありません、竊盜の

罪となるには必ず他人の所持内にある財物を不正に自分の所持内に移せば、竊盜であり  
ます故に不正に自分の所持内に移すのは竊盜であるから、他人より引渡を受けた物であ  
れば、間違に出でたると定約に出でたるとに拘らず竊盜ではありません、又此財物も犯  
人が竊取すると云ふ考がなければなりません、他人の財物であつても、自分の物と思ふ  
て持歸つたときは、他人の物を竊取すると云ふ考はありませんから、竊盜とはなりません  
ん、故に竊盜の罪となるには必らず他人の財物を竊取すると云ふ考、即ち意思のあるこ  
とは、必要で此竊取の意思のないときは如何に他人の財物を持歸つても、竊盜の罪とは  
なりません、而して竊盜の罪を犯した者は、十年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百六十六條より第三百七十條に至る五ヶ條及び第三百七十二條より第  
三百七十四條の三條を修正した規定で舊刑法は犯罪の情狀に因り種々の規定をしました  
けれども本法は此等犯罪の情狀に因る刑の區別は事實裁判官の認定に任ずを適當と認め  
之を省きました、



第三百六十六條 人の所有物を窃取したる者を窃盜の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處す  
 第三百六十七條 水火震災其他の變に乗じて窃盜を犯したる者は六月以上五年以下の重禁錮に處す  
 第三百六十八條 門戸牆壁を踰越損壞し若くは錠鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者は亦前條に同じ  
 第三百六十九條 二人以上共に前三條の罪を犯したる者は各一等を加ふ  
 第三百七十條 兇器を携帯して人の住居したる邸宅に入り竊盜を犯したる者は輕懲役に處す  
 第三百七十二條 田野に於て穀類菜果其他の産物を竊取したる者は一年以上一年以下の重禁錮に處す  
 第三百七十三條 山林に於て竹木礦物其他の産物を竊取し又は川澤池沼湖海に於て人の生養し若くは營業に關する産物を竊取したる者は亦前條に同じ  
 第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處す

**第二百三十六條 暴行又は脅迫ヲ以テ他人ノ物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス**  
 前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

本條は強盜の罪を犯した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に暴行又は脅迫を以て他人の財物を強取した者とありますが此暴行と云ふことは廣き意味に解釋すれば物に對すると人に對するとに拘らず總て不正の腕力

のことでありますけれども、本條の暴行と云ふことは狭き意味に云ふ暴行のことで即ち人の身體を強制する不法の腕力のことであり、又脅迫にも廣狹二様の意味があります、廣き意味に云ふ脅迫とは手段の如何に拘らず總て人の精神を恐怖せしむること、假へば大聲を發して叱り付ける如き、又は刀劍を目前に差付ける如き皆脅迫であります、狭き意味の脅迫とは威力を示して其結果人の身體を強制するに等しき精神上の恐怖を抱かしむること、假へば刀劍を目前に差付け金を出さなければ之れだと云ふて例の絞切型を並べるは本條に云ふ脅迫罪の適例で、此暴行脅迫を加へ他人の財物を不法に奪ひ取るのは強盜罪の特色であります、而して強盜と竊盜と異なる處は暴行脅迫を加ふると加へないとに因り他人の財物を不法に奪ひ取るは同一であります、又他人の財物と云ふことに付ては前條に於て説明しましたから再び茲に説明しません、  
 第二項の前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめと云ふ前項の方法とは暴行又は脅迫を加ふること、財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめると云ふことは、暴行脅迫を加へて動産不動産の賣買又は贈與すべきことを迫り



若くは債權證書を作らしめた場合等のことであり、如此自己若しくは第三者の爲め財産上の利益を計るは之れ取りも直さず暴行脅迫を加へて他人の財物を強取すると異なることがありませんから、前項の方法即ち暴行脅迫を加へ財産上不法の利益を自己若くは他人の爲めに得た場合は強盜をした者と同じく、處分すると云ふことでもあります。本條は舊刑法第三百七十八條第三百七十九條を繼ぎ合せた規定を修正した條文で舊刑法は第三百七十九條に於て加重の情狀を掲げてありましたが、本法は此等犯情に關するに付ては、事實裁判官の認定に任すこととし、之を省きました。

参照舊刑法

第三百七十八條 人を脅迫し又は暴行を加へ財物を強取したる者は強盜の如し輕懲役に處す

第三百七十九條 強盜左に記載したる情狀あるときは一個毎に一等を加ふ

- 一 二人以上共に犯したるとき
- 二 兇器を携帯して犯したるとき

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下

ノ懲役ニ處ス

本條は強盜を爲す目的を以て豫備を爲したる者の處分に關する規定で、此豫備と云ふことは強盜を爲すの考を以て兇器即ち刀劍棍棒等を買入れ其他共謀者があれば強盜を爲すの方法手段を協議する等は強盜を爲すの目的を以て豫備を爲したる者であります、元來豫備の所爲は罰しないのは原則であります、然れども強盜の如き社會に危害の多い犯罪に付ては此豫備の所爲をも罰して危害を未發に防ぐこととしたのであります、而して強盜の目的を以て豫備をした者は二年以下の懲役に處せられます舊刑法には強盜罪に對し豫備をした者を罰する規定がありません爲め、不都合でありますから、本法は此不都合を避くる爲め新に本條を設けたのであります、

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若ク

ハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ

論ス

本條は准強盜罪の罪を犯した者の處分に關する規定で、此竊盜財物を得て其取還を防ぐ



と云ふことは、他人の財物を竊取した處を其財物の所有者家族又は警察官其他の者に發見された場合に犯人は竊取した財物を持去らんとして暴行脅迫を加へた場合のことで又逮捕を免れんと云ふことは他人の財物を竊取した者を發見され其財物の所有者其他の者に取押へられた場合に逃げ様として暴行脅迫を加へた場合のことで、而して罪跡を湮滅する爲めと云ふことは、他人の財物を竊取した處を發見せられた爲め其發見者に對し暴行脅迫を加へて、其竊取の證據を失はんとした場合のことであります、此等の場合は他人の財物を奪へ取るに當り暴行脅迫を加へた者ではありませんけれども、其竊取した財物の取還を拒ぐ爲め又は逮捕を免れ若くは罪跡を湮滅する爲め暴行脅迫を加へたのは、強盜と異なることはありませんから、此等の場合には強盜を以て論ずることとしたのであります、

本條は舊刑法第三百八十二條を修正した規定で舊刑法は唯取還を拒ぐ場合のみを規定し逮捕を免れ罪跡を湮滅する場合に適用することが出来ませんから、本法は之を竊盜財物を得て其取還を拒ぎ又は逮捕を免れ若くは罪跡を湮滅する爲めと修正したのであります

参照舊刑法

第三百八十二條 竊盜財を得て其取還を拒ぐ爲め臨時暴行脅迫を爲したる者は強盜を以て論ず

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

本條も強盜罪を犯した者の處分に関する規定で本條に人を昏醉せしめて財物を盜取した者とありますが、此人を昏醉せしめたこととは人を人事不省に陥らしむること、其手段は酒に酔はしめたこと、魔酔藥又は催眠術を用いたことに拘らず兎に角に人の精神を喪失せしめて其者の財物を盜み取れば本罪であります、然れども被害者自ら酒に酔い又は魔酔藥を服用し精神を喪失した場合に其者の財物を取れば單純の竊盜罪で本條の罪ではありません、財物を取るが爲めに殊更に其者の精神を喪失せしめて財物を盜み取れば本條の罪であります、而して此人を昏醉せしめて、其者に抵抗力を失はしめたるは、人に暴行又は脅迫を加へて抵抗力を失はしめたことと全く同一でありますから、人を昏醉せしめて、其者の財物を盜取した者は強盜と同じく處分すると云ふことであります、



本條は舊刑法第三百八十三條を修正した規定で舊刑法は藥酒を用ゐる人を酔迷せしめた者  
とありますけれども、人の精神を喪失せしむるは獨り藥酒に限る者でありませぬから、  
本法は之を人を昏醉せしめとして、藥酒を用ひた場合は勿論其他の場合も包含せしむる  
ことに修正したのであります、

參照舊刑法

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を酔迷せしめて其の財物を竊取したる者は強盜を以て論じ輕懲役に處す

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ  
處シ死ニ致シタルトキハ死刑ニ處ス

本條は強盜人を死傷に致した者の處分に關する規定で強盜人を傷けたと云ふことは、強  
盜をする者は財物を強取する手段として人を傷けた場合は勿論其他強盜をした者は、其  
竊取した財物を取返される場合に其取返を拒くとき、又は強盜をした者は犯罪の證據を  
湮滅する爲め若くは逮捕を免れる爲め人を傷けた場合のことであり、又死に致した  
場合は本條の罪で、而して強盜人を傷けたときは、無期又は七年以上の懲役に處せられ

死に致したときは、死刑に處せられます、本來より云へば人を傷けた場合は傷害罪に因  
り十年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられ、死に致したる者は二年以上の有期  
懲役に處せられますけれども、強盜人を傷け、又は死に致した者を、特に重い刑を科す  
るは強盜と云ふ特別加重の情狀があるが爲めであり、而して人を傷け死に致したこ  
との意義に付ては、傷害罪を説明する場合に説明しましたから、茲に説明しません、本  
條は舊刑法第三百八十條と同一の規定であります、

參照舊刑法

第三百八十條 強盜人を傷したる者は無期徒刑に處し死に致したる者は死刑に處す

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ  
懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處

ス

本條は強盜婦女を強姦したときの處分に關する規定で強姦とは、第七十七條に於て陳  
べた如く暴行又は脅迫を用ひて婦女の貞操を破ること、強盜は婦女を強姦したときは



無期又は七年以上の懲役に處せられ死に致したときは、死刑に處せられます、普通強姦罪を犯した場合は二年以上の有期懲役に處せられ死に致せば無期又は三年以上の懲役に處せられますけれども、強盜強姦罪の普通の強姦罪に比較し其刑の重いのは前條と同じく強盜と云ふ特別加重の情狀があるが爲めであります、

本條は舊刑法第三百八十一條を修正した規定で舊刑法は強盜が強姦した場合のみを規定し死に致した場合に適用することが出来ませんから、本法は之を加へ、死に致したときは、死刑又は無期懲役に處することゝ修正したのであります、

参照舊刑法

第二百八十一條 強盜婦女を強姦したるときは無期徒刑に處す

### 第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ依リ他人ノ看守シタル物ナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト見做ス

本條は自己の財物であつても他人の占有に屬し又は公務所の命に因り他人の看守しある

者であるときは、本章の罪に付ては他人の物と見做すと云ふことを規定した條文で、此占有と云ふことは物を持ち居ると云ふことで、本條は自己の財物と雖も他人の占有に屬すと云ふことは自分の財物を他人が所持して居ると云ふことであります、假へば自分の衣類を典物とすれば、自己の財物が他人の占有に屬する一例であります、此外自分の財物を他人に其保管を託したときも同様であります、如此自分の財物であつても他人の所持して居るときは、他人の財物と見做されますから、之を竊取すれば竊盜罪となり、之を強取すれば強盜罪となります、又公務所の命に因り他人の看守した物と云ふは、假へば裁判所の證據品として差押へた物件の如き執達吏の債務者の財産を差押へた物件の如き、此等差押へられた物件の看守を他人に命ずることがあります、此場合は自分の物であつても他人の看守をして居る間は他人の物と見做すと云ふことで從て之を竊取すれば竊盜罪となり、強取すれば、強盜罪となります、

本條は舊刑法第三百七十一條を修正した規定で舊刑法は典物及び官署の命令に因りたる場合に限り其他の場合に適用することは出来ませんから、本法は之を自己の財物と雖も



他人の占有に屬し又は公務所の命に因り他人の看守したる物なるときは、他人の物と見做すと修正したのであります。

参照舊刑法

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物とし他人に交付し又は官署の命令に因り他人の看守したるとき之を竊取したる者は竊盜を以て論ず

第二百四十三條 第二百三十五條 第二百三十六條 第二百三十八條 乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は竊盜強盜準強盜人を死傷に致したとき及び強盜婦女を強姦した罪の未遂罪は之を罰すると云ふことを規定した條文で、此強盜罪の既遂未遂に付ては種々の議論のある處で其目的とした物に手を觸るれば既遂である、又其目的物を手に握り犯所より他所に移せば既遂であるとの説がありますけれども、要するに盜罪の所爲は他人の所持を離れ自己の所持内に移すことであれば、第二說の場合は既遂で第一說の場合は未遂であります。

本條は舊刑法第三百七十五條を修正した規定で舊刑法は輕い竊盜の罪を犯した未遂を罰し、重い強盜罪に付き未遂を罰する規定のないのは不都合でありますから、本法は竊盜の場合には勿論強盜の場合にも未遂の所爲を罰すること、修正したのであります。

参照舊刑法

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處断す

第二百四十四條 直系血族配偶者及同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非ラサル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

本條は親族の財物を竊取した者の處分に關する規定で本條に直系血族配偶者及び同居の親族又は家族とありますが此直系血族には尊屬と卑屬とあつて直系尊屬とは父母祖父母曾祖父曾祖母のことで、直系卑屬とは子孫曾孫玄孫等のことであります、配偶者とは夫婦のことで同居の親族とは犯人と同居する父母祖父母子孫兄弟姊妹伯叔父母甥姪等



の總稱のことであり、此等直系血族配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て第二百三十五條の罪及び其未遂罪を犯した者は其刑を免除しと云ふは此等の者は第二百三十五條の竊盜の罪及び其未遂罪を犯したときは罪のあるけれども罰しないと云ふことで例へば子が親の物を盗む等のことを罰するは人情として忍びないから罰しないと云ふことであります、又其他の親族又は家族に係るときは告訴を待て其罪を論ずと云ふは犯人の家より他家へ縁付き其縁家にある伯叔父母兄弟姉妹甥姪等は第二百三十五條の竊盜の罪及び其未遂罪を犯したときは、告訴があれば罰しますけれども告訴がなければ罰しないと云ふことであります、

第二項の親族又は家族にあらざる共犯に付ては前項の例を用ひますと云ふことは親族間の相盜と盜罪であるとは相違がありませんけれども親族間の平和を保つ爲め其刑を免除すると云ふことであります、然れども若し他人と共に親族の物を盗み財物を分けたときは他人と同じく竊盜罪として處分すると云ふことであります、

本條は舊刑法第三百七十七條を修正した規定で舊刑法は直系血族及び其配偶者同居の兄弟姉姉のみを規定し其他の親族に付ては他人と同じく處分するとの主旨でありましたが本法は之を改めて告訴を待て罰することとしたのであります、

參照舊刑法

第三百七十七條 祖父母父母夫妻子孫及び其配偶者 又は同居の兄弟姉妹互に其財物を竊取したる者は竊盜を以て論ずるの限りにあらず  
若し他人と共に犯して財物を分ちたるときは竊盜を以て之を論ず

第百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ財物ト見做ス

本條は本章の罪に付ては電氣は財物と見做すと云ふことを規定した條文で此本章の罪と云ふは竊盜及び強盜の罪のことであり、而して財物とは普通金錢に見積ることを得る有體動産のことで、動産不動産は勿論流動體である、水、氣體、瓦斯等も財物であります然れども無體物である電氣は財物であるかないかに付て、從來大に議論のあつた處でありますけれども、電氣も互官の作用に因り其存在を知ることが出来るばかりでなく之を器物に入れて之を蓄ひ甲の場所より乙の場所へ移すことは出来ずから、他人の所持して居る電氣を不法に自分の所持内に移せば竊盜であります、而して本條は本法の新



に設けた規定であります。

### 第三十七章 詐欺及び恐喝ノ罪

總 說

本章は詐欺及び恐喝に關する規定で詐欺とは一定の偽計を用ひて承諾を阻却すべき錯誤に陥らしむること、恐喝とは他人に對して無刑の危害を加ふべきことを示して人を威嚇することであり、舊刑法は之を詐欺取財及び受寄財物に關する罪として規定しましたけれども元來受寄財物に關する罪と詐欺及び恐喝に關する罪とは、全く性質を異にしますから本法は受寄財物に關する罪に付ては、横領罪として別章に規定し又舊刑法は詐欺と恐喝とを區別しませんけれども、是れ又其性質を異にしますから本法は詐欺又は恐喝の罪と修正したのであります、又舊刑法は物件を販賣し又は交換するに當り其物質を變じ若くは分量を偽りて人に交付したる罪又は自己の動産不動産を冒認して販賣交換し又は抵當典物とした罪及び自己の不動産と雖も已に抵當典物と爲したるを欺隱して他人に賣與し又は重て抵當典物と爲す等の罪は全く詐欺取財の罪でありますから、本法は此等詐欺の手段方法を

條文に記載するを不必要として之を省きました。

### 第三百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲

役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セ

シメタル者亦同シ

本條は詐欺取財の罪を犯した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に人を欺罔して財物を騙取したる者とありますが、此人の欺罔と云ふことは、不實の事柄を眞實らしく装ひ人を錯誤に陥らしむること、例へば鉛を銀の如くに製造して銀であると云ふて、人を錯誤に陥らしめた場合の如き、又人に物品を賣買するに當り其物價を變じ即ち支那米を日本米と偽るか如きは、皆人を欺罔した適例であります、財物とは第二百三十五條の竊盜の目的物である財物と云ふこと、同様で金錢に見積ることを得る有體物にして且動産のことであり、何となれば第二項に



於て前項の方法を以て、財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる者とありますから、無體物である、債權及び不動産の騙取に付ては第二項に規定してあるからであります、而して此財物と云ふことに付ては、第二百三十五條竊盜罪の場合に説明しましたから茲には陳べません又騙取とは人を欺罔の結果財物を取ることと前例に付て云へは鉛を銀と偽り他人より財物を取れば騙取であります、而して人を欺罔して財物を騙取した者は十年以下の懲役に處せられます、

第二項の前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたと云ふ前項の方法と云ふことは、欺罔即ち不實の事柄を眞實らしく装ひ人を錯誤に陥らしむることにて、財産上不法の利益を得と云ふことは人を錯誤に陥らしめて、債權又は不動産を騙取することであり、例へば金錢の貸借證書を騙取するが如き不動産の賣買若くは贈與を爲さしめた等は其適例であります、此財産上不法の利益を得るは獨り自分の得るばかりでなく、他人をして之を得せしむるも同様本罪であります、而して、本罪を犯した者も第一項の罪を犯した者と同じく十年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百九十條の前段人を欺罔し云々と云ふを修正した規定で舊刑法は財物及び證書類とあつて其範圍狹隘に失するばかりでなく、其意味明了を欠きますから、本法は第一項を以て財物に關する規定を爲し第二項に於て證書類其他の財物に關する規定をしたのであります、

参照舊刑法

第三百九十條 人を欺罔して財物及び證書類を騙取したる者は詐欺取財の罪を爲し二月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百四十七條 他人ノ爲メ事務ヲ管理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は他人の事務の管理を爲す者は其任務に背き自己又は第三者の利益を圖り本人に損害を加へたる者の處分に關する規定で此他人の事務の處理を爲すと云ふことは、他人の依



頼又は承諾を得て他人の財産の管理を爲すことで、假へば未成年者又は不在者の後見人又は管理人は未成年者又は不在者の財産を管理するか如き、代理人は本人に代り、代理事項を取扱ふが如き其他財産の管理又は委託を受け他人の爲めに事務の處理を爲す者のことを云ひます、又自己若くは第三者の利益を圖りと云ふは、自ら保管を爲し居る財産より得た収益を費消し又は第三者をして費消せしめた如き、又は虚偽の負債を拵へ其保管し居る財産を以て支拂つた如くに装ひ本人の財産を減じた場合の如き或は金圓受領の委託を受けた代理人は其受領した金圓を費消した等は自己若くは第三者の利益を圖つた適例であります、

又本人に損害を加ふる目的を以て其任務に背きたる行爲を爲し、本人に損害を加へたと云ふことは、財産の保管を爲す者は、其財産を賣却し自己又は第三者の爲め其代金を費消した場合のことで、要するに其他人の事務を處理する行爲不行爲に因り本人の財産に損害を加へたときは本罪であります、從來他人の爲めに財産の管理を爲す者は、私利を圖り其外保管又は委託された任務に付き本人に損害を加ふることはあつても、其制裁は

民事上の損害を求むるばかりで寛大に失しますから、本法は本條を新に設けて此等不正の行爲を爲す者を罰することとしたのであります、而して本條の罪を犯した者は五年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられます、

第二百四十八條 未成年者ノ智慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は未成年者又は心神耗弱者より財物の交付を受けた者の處分に關する規定で此未成年者と云ふは、二十歳に満たない者のことで、心神の耗弱者と云ふことは、病氣其他の原因に依り普通一般の人に比較し精神の不完全の人のことであります此等の者には後見人を付してありますから、此後見人に依り財物の授受をしなければなりません、然に未成年者の智慮の淺薄又は人の心神の耗弱に乗じて其者物を交付せしめたときは本罪であります、而して財物とは有體物である、動産不動産は勿論無體物である債權も本條に云



ふ財物であります。従て此智慮の淺薄なる未成年者は、心神の耗弱した者より動産若くは不動産の交付を受け又は金銭貸借證書の交付を受けたときは本罪であります。然れども未成年者であつても成年者と同様に智識の發達して居つた者より、財物の交付を受ければ本罪ではありません。何となれば本條に未成年者の智慮淺薄とありますから、智識の發達して居る未成年者に適用することが出来るとの反對の解釋もすることが出来るからであります。此未成年者の智慮が淺薄であるか、人の心神が耗弱してあるか否やは、其人に依り決すべき事實上の問題でありますけれども、兎に角未成年者の智慮の淺薄又は人の心神の耗弱に乗じて其財物の交付を受ければ本罪であります。

又本條後段の財産上の利益を得若くは他人をして之を得せしめたる者と云ふは、未成年者の智慮の淺薄又は人の心神耗弱に乗じて動産不動産債權等の交付を受け又は第三者をして交付を受けしめた場合のことであり、而して本條の罪を犯した者は十年以下の懲役に處せられます。

本條は舊刑法第三百九十一條を修正した規定で舊刑法には幼者とありますから、之を未

成年者と改め精神錯亂と云ふを心神耗弱と改め證書類とありたるを、財産上不法の利益を得若くは他人をして之を得せしめと修正したのであります。

参照刑法

第三百九十一條 幼者の智慮淺薄又は人の精神錯亂したるに乗じて財物若くは證書類を授與せしめたる者は詐欺取財を以て論ず

第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下

ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

本條は恐喝取財を犯した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります。而して第一項に人を恐喝して財物を交付せしめたる者とありますが、此人を恐喝することは、他人に對して無形の危害を加ふべきことを示して人を恐怖せしむること、假へば汝の竊盜を爲したることを知り居る故告發するとか、又は汝の醜行を新聞に



投書して汝の名譽を毀損せしむる等のことを告げて、恐怖せしむることであり、如  
此無形の危害を加ふべきことを告げて人を恐怖せしめた結果財物を得れば恐喝取財であ  
ります、而して財物と云ふは詐欺取財の場合と同一でありますから別に説明しません、  
此恐喝は脅迫と似て又異なり、脅迫は前にも陳ぶる如く目前に大なる危害のあるべき  
威力を示して其結果身體を強制するに等しき精神上の恐怖を抱かしむる等、其危害は直  
接で假へば刀剣を目前に差付け恐怖せしむるは脅迫であります、恐喝は之れに反して目  
前に危害を加ふる威力を示すことなく汝は曾て犯せし罪を告發すると云ふて間接に人を  
恐怖せしむるは恐喝の特色であります、

第二項の前條の方法を以て財産上不法の利益を得又他人をして之を得せしめたる者亦同  
じと云ふは、第二百四十六條の第二項詐欺取財の場合と同様で即ち前項の方法とは人を  
恐喝して動産不動産及び債權等を交付せしめて不法の利益を得又は他人をして之を得せ  
しむることであり、

本條の第一項及び第二項の罪を犯した者は十年以下の懲役に處せられます、

本條は舊刑法第三百九十條の一部即ち人を恐喝して財物及び證書類を騙取したる者は詐  
欺取財と爲し四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加すと云  
ふを修正した規定であります、

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は詐欺及び恐喝の罪を規定した第二百四十六條乃至第二百四十九條の罪は其未遂の  
所爲を罰すると云ふことを規定した條文で、而して此詐欺及び恐喝取財の未遂と云ふは  
詐欺取財に付て云へば、一定の偽計を用ひて人をして承諾を阻却しむべき錯誤に陥らし  
めた丈で、財物を得ざれば未遂で恐喝取財に付て云へば他人に對して無刑の危害を加  
ふべきことを示して恐怖せしめた丈で財物を得ざれば未遂であります、

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條第二百四十四條及ヒ

第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

本條は第二百四十二條の自己の財物と雖も他人の占有に屬し又は公務所の命に因り他人



の看守したる者なるときは、本章の罪に付ては他人の物と見做すと云ふ條文と第二百四十四條の直系血族配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て第二百三十五條の罪及び其未遂罪を犯したる者は其刑を免除し其他の親族又は家族に係るときは告訴を待て其罪を論ず、親族又は家族にあらざる共犯に付ては、前項の例を用ひすと云ふ條文と第二百四十五條の本章の罪に付ては電氣は之を財物と見做すとの三ヶ條は此詐欺及び恐喝の罪に付ても適用すると云ふことを、規定した條文であります、故に自分の財物を他人が所持して居る場合に欺罔して取れば詐欺取財で恐喝して取れば恐喝取財であります、又直系血族配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て竊盜及び其未遂罪を犯したる者は、其刑を免除せらるゝと同じく欺罔又は恐喝した場合も直系血族配偶者及び同居の親族又は家族の間であるときは其刑を、免除されます、然れども其他の家族又は親族を欺罔又は恐喝すれば告訴があれば罰せられ告訴がなければ罰せられません、但此等親族家族であつても他人と共に犯したときは罰せられます、又電氣は財産と見做されますから、之を欺罔して取れば詐欺取財となり恐喝して取れば恐喝取財となります、

本條は舊刑法第三百九十八條を修正した規定で舊刑法は親族に關する規定のみで、其範圍狹隘に失しますから本法は親族のみに限らず自己の物を他人が占有して居つた場合及び電氣を欺罔又は恐喝して取つた場合をも規定して、其範圍を擴張しました、

参照舊刑法

第三百九十八條 此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十七條に掲げたる親族に係るときは其刑を論せず

### 第三十八章 横領ノ罪

總 說

本章は横領の罪に關する規定で横領とは自分の所持して居る他人の物を自分の物の如く處分することであり、而して本章は舊刑法の受寄財物に關する罪と遺失物及び埋藏物に關する罪と云ふを修正した規定で舊刑法の受寄財物に關する罪と云ひ遺失物及び埋藏物に關する罪と云ひ、何れも他人に所有權のある物で此等他人に所有權のある者の委託を受けて自分が所持して居ると拾得して所持して居るとに拘らず自分の物の如く處分するは同一でありますから本法は之を横領と修正したのであります、



第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ 公務所ヨリ 保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

本條は他人の物を横領した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に自己の占有する他人の物とありますが、此自分の占有する他人の物と云ふことは他人の代理人となつて他人の物を所持し居ることであり、而して其他人の物を所持するに至つたのは、借り受けた物であると、保管を託された物であると共に拘らず他人より正當に引渡を受けた物を横領すれば横領罪であります、又此物と云ふは有體物のことで無體物である債權の如きは、所持することは出来ませんから、横領罪の目的物となることは出来ません、然れども電氣の如き無體物は之を器物に入れた儘其保管を託された場合に横領すれば横領罪であります、横領罪とは自分の所持して居る

他人の物を自分の物の如く處分すること例へば他人より委託された金銭を自分の物として費消した場合又は他人より保管を託された衣類を自分の着物として着用した場合は横領罪であります、而して此横領罪を犯した者は五年以下の懲役に處せられます、第二項の自己の物と雖も公務所より保管を命せられたる場合に於て之を横領したる者亦同じと云ふは、自分の者を公務所より差押へられ其保管を命せられた場合のことで、例へば裁判所より證據品として差押へられた場合又は執達吏は債務者の財産を差押へた場合等に裁判所又は執達吏より其保管を命せられたときは之を解除されない間は之を看守する義務がありますから、此等の場合は他人の物を持居ると同一で之を横領すれば横領罪であります而して此横領罪を犯した者は第一項の罪と同じく五年以下の懲役に處せられます、

本條第一項は舊刑法第三百九十五條を修正した規定で舊刑法は受寄物費消罪に付ては金額物件とのみ規定し不動産に對する場合を規定せざるのみならず、受寄物を費消するか又は騙取拐帶するにあらざれば罪としませんから、受寄の財物を自分の物とした場合に



は罰することが出来ない不都合がありますから、本法は他人の爲めに占有する動産不動産を横領した者は委託を受けたと受けないと拘らず又拐帶若しくは費用しなくも他人の物を所持し居つて費消すれば横領罪として罰することとし、第二項は第三百九十六條と同一の規定であります。

参照舊刑法

第三百九十五條 受寄の財物借用物又は典物其他委託を受けたる金額物件を費消したる者は一月以上二年以下の重禁錮に處す若し騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者は詐欺取財を以て論ず

第三百九十六條 自己の所有に係る物と雖も官署より差押へたる物件を藏匿脱漏したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す但家資分散の際此罪を犯したる者は第三百八十八條の例に照して處断す

第三百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は業務上自己の占有する他人の物を横領した者の處分に關する規定で、本條と前條の第一項と異なる處は唯業務と云ふ一點で、他は皆同一であります。而して此業務上他人の物を占有すると云ふことは、職務又は營業として他人の物を所持し居る者のことで

例へば官吏は其監守する物件を保管する場合に其物件を横領する場合又は職人は物の製造又は習慣の爲め他人の物を占有する場合例へば時計商が修繕の爲め他人の時計を預り其時計を他に賣却した場合其外保管者は委任を受け業務上他人の所持し居つた場合に費消すれば横領罪であります。而して本條の罪を犯した者は一年以上十年以下の懲役に處せられます本條の罪の前條の罪より其刑の重きは犯罪の主體である犯人が業務上他人の物を占有する特別の身分ある者に對するからであります。

本條は舊刑法第二百八十九條第二百九十條の兩條を修正した規定で舊刑法は業務上自己の占有する他人の物を横領するは官吏のみに限りましたが、其範圍狹隘に失しますから本法は偏り官吏に限らず一私人も業務上他人の物を占有した場合には之を適用すること、修正したのであります。

参照舊刑法

第二百八十九條 官吏の自ら監守する處の金額物件を竊取したる者は輕懲役に處す

因て官の文書簿冊を増減變換し又は毀壞したるときは第二百五五條の例に照して處断す

第二百九十條 地租其他諸般の入額を徴收する官吏正數外の金額を徴收したる者は二月以上五年以下の重禁錮



に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

### 第二百五十四條 遺失物漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領

シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以上ノ罰金若クハ科料ニ處ス

本條は遺失物漂流物其他占有を離れた他人の物を横領した者の處分に關する規定で本條に遺失物漂流物其他占有を離れた、他人の物とありますが、此遺失物と云ふことは、他人の所持を離れ未だ何人の所持にも入らない他人所有の有體動産のことであり、故に無體物である権利の如き行使することが出来ず、所持することが出来ませんから、遺失物横領罪の目的物となることは出来ません、又不動産も民法上に於ては所持と云ふことは出来ず、事實の上に於て所持と云ふことは出来ませんから、是又遺失物横領罪の目的物となることは出来ません、又他人の有體動産であつても他人の遺棄即ち棄てた物又は他人の所有物でない山野の禽獸河海の魚類は無主物でありますから、之を横領するも、遺失物横領罪とはなりません、遺失物横領罪となるには、實に他人の所持を離れ未だ何人の所持内にも入らざる他人所有の有體動産のことであり、

従て汽車汽船寄席劇場に置き忘れた物も他人の所持を離れ未だ何人の所持内に入らざる物でありますから、遺失物で、之を横領すれば遺失物横領罪であります、漂流物とは水上の遺失物のことで例へば難破船の場合に漂流したる材木其他の器具等のことであり、又其他占有を離れたと云ふことは、埋藏物等のもので、而して埋藏物とは官私の地下に藏匿し又貯藏した物で所有者の遺忘した者のことであり、此等遺失物漂流物埋藏物を横領すれば本條の罪で而して本條の罪を犯した者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金又は科料に處す、

本條は舊刑法第三百八十六條を修正した規定で、舊刑法は此遺失物横領罪に類似せる夫の紙屑買が其買受けた紙屑の中より發見した紙幣を費消した場合に適用することが出来ない不都合がありました爲め本法は遺失物漂流物其他他人の占有を離れた物として、總ての場合を本條中に包含せしむることとしたのであります、

#### 参照舊刑法

第三百八十五條 遺失及び漂流の物品を拾得て隠匿し所有者に還付せず又は官署に申告せざる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す



第三百八十六條 他人の所有地内に於て埋蔵の物品を掘得て隠匿したる者前條に同じ

### 第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

本條は横領罪に第二百四十四條に規定せる親族間の竊盜は罰しないと云ふことを準用する旨を規定した條文で、即ち直系血族配偶者及び同居の親族又は家族の間に於ては此横領の罪を犯しても罰しないと云ふことであります然れども此以外の親族又は家族に係るときは告訴があれば罰せられ告訴がなければ罰せられません、但此等親族家族は他人と共に犯したときは罰せられます、

本條は舊刑法第三百九十八條を修正した規定で、舊刑法は直系血族及び同居の兄弟姉妹のみに限り、範圍狹隘に失しますから、本條は廣く其他の親族又は家族と修正したのであります、

参照舊刑法

第三百九十八條 此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十七條に掲げたる親族に係るときは其罪を論ぜず

### 第三十九章 贓物ニ關スル罪

#### 總 說

本章は贓物に關する規定で贓物とは犯罪に因り得たる竊物のことであります、而して本章は舊刑法の贓物に關する罪と云ふを修正した規定で舊刑法は強竊盜の贓物と其他の贓物を區別し且其刑に輕重を設けましたけれども、本法は之を不必要として之を廢しました然れども贓物を收受した者と之を運搬、寄藏故買又は牙保した者とは、其罪情は異なるばかりでなく、此等の者があつて贓物の寄藏故買を爲し又は牙保を爲す強竊盜の犯罪を増加しますから、本法は此等贓物の寄藏故買牙保をした者は、收受した者より、重く罰することゝ修正したのです、

### 第二百五十六條 財物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬寄藏故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及び千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は贓物に關する罪を犯した者の處分に関する規定で、第一項と第二項より成りたる



條文であります、而して第一項に贓物を收受した者とありますが、此贓物と云ふことは犯罪に因り得たる物件のことで、例へば竊盜に因り盗み取つた金額物件等の如きは其適例であります、然れども犯罪に因り得た物であつても、之を賣却して更に他の物を買取つたときは、贓物とは云ひません、贓物とは全く犯罪に因り直接に得た物のことであります、而して此物と云ふは動産不動産皆含まれ居ります、然れども債權の如きは行使することは出来ませんけれども所持することが出来ませんから、贓物たることは出来ません又贓物の收受とは犯罪に因り得たる物件と云ふことを知て、請取ること、例へば強竊盜の贓物と云ふことを知て、之を請取つた場合は贓物の收受であります、而して贓物を收受した者は三年以下の懲役に處せられます、

第二項の贓物の運搬とは贓物と云ふ情を知て持運びを爲すこととあります、然れども犯罪の場所より持運びをするものではありません、犯罪の場所より持運びを爲すは、共犯の行爲で本條に云ふ運搬ではありません、本條に云ふ運搬とは全く犯罪の後贓物と云ふことを知て、或る場所より或場所へ持運びを爲すこととあります、寄藏とは贓物と云ふこ

とを知て藏匿すること、即ち犯罪人其他の者の依頼を受け隠し置くこととあります、又故買とは贓物と云ふ情を知て犯罪人又は其他の者より販賣、交換等を爲すことで牙保とは是又贓物と云ふことを知て、賣買交換質入れ等の周旋を爲すことを云ひます、此贓物の運搬寄藏故買又は牙保を爲す者は、何れも贓物と云ふことを知て行はなければなりません、若し其情を知らなければ本罪とはなりません、而して本罪を犯した者は十年以下の懲役及び千圓以下の罰金に處せられます、

本條は舊刑法第三百九十九條及び第四百一條の兩條を修正した規定で舊刑法は強竊盜の贓物で詐欺取財其他の贓物とを區別しましたけれども、本法は此等の區別は實際の上に於て何等の利益がないとして、本條の如く修正したのであります、

参照舊刑法

第三百九十九條 強竊盜の贓物あることを知て之を受け又は寄藏故買し若しくは牙保を爲したる者は 一月以上三年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關する物件なることを知て之を受け又は寄藏故買し若しくは牙保を爲したる者は 十一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百五十七條 直系血族配偶者同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者



ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

親族又ハ家族ニアラサル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

本條は直系血族配偶者同居の親族又は家族及び此等の者の配偶者の間に於て贓物を收受し又は運搬故買寄藏又は牙保を爲したる者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に直系血族配偶者同居の親族又は家族及び此等の者の配偶者とありますが、此等の意義に付ては前に屢陳べましたから、茲には陳べません唯此等親族間に於て贓物に關する罪を犯したときは、其情に於て忍びませんから、其刑を免除することとしたのであります、然れども他人と共に犯したときは、其情を斟酌する必要がありませんから、之を罰することとしたのであります、而して舊刑法には贓物に關する罪に付ては親族間に於ける規定がなく不便でありますから、本法は必要上本條を新に設けたのであります、

### 第四十章 毀棄及隱匿ノ罪

總説

本章は單に毀棄及び隱匿の罪とありますけれども、財物を毀棄及び隱匿する罪のことであり、而して財物とは前にも陳ぶる如く動産不動産債權等總て財物であります、然れども債權は毀棄又は隱匿することは出来ません、又不動産は毀棄することは出来ませんが、隱匿することは出来ませんから、本條に云ふ財物とは毀棄に付ては動産及び不動産の二とを云ひますけれども、隱匿に付ては動産のことを云ひます、而して毀棄とは其物件を破壊して其効用を失はしむること、隱匿とは物件を隠して他人の發見を妨げることであり、ます、本章は舊刑法の官私文書の毀棄及び家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪と云ふを修正した規定であります、舊刑法は官文書毀棄に關する罪を官文書偽造罪の中に規定しましたけれども、毀棄の所爲と偽造の所爲とは其性質は異なりますから、本法は之を本章に規定することとしたのであります、

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以

上七年以下ノ懲役ニ處ス

本條は公文書毀棄の罪を犯した者の處分に關する規定で公務所とは前にも屢陳べた通り



公務員の職務を行ふ場所のことで公務員とは官吏公吏法令に因り公務に従事する議員委員其他職員のことであり、此公務所の用に供する文書とは、天皇の作らせ給ふ御詔勅より法律法令各官署の帳簿類、往復文書及び一人の利益の爲め官吏が或事項を公證して特別の證據力を附し一人に下附する一切の文書のこと、此等の文書を毀棄すれば本罪であります、而して公務所の用に供する文書の毀棄と云ふことは、其公文書の効用を滅却せしむること、破壊は勿論全部に墨を塗り付け其意味を不明ならしめることも毀棄であります、然れども公文書を毀棄すると云ふ者はなく全く誤て破り又は墨を流し其全部の効用を失はしめたのは毀棄ではありません、公文書の毀棄と云ふには、必らず公務所の用に供する文書と云ふことを知つて殊更に毀棄すれば公文書の毀棄罪であります、而して公文書を毀棄したるは三月以上七年以下の懲役に處せられます、本條は舊刑法第二百二條の第二項第二百三條の第二項及び第二百五條の第二項を合併した規定であります、

参照刑法

第二百二條 謔書を毀棄したる者を無期徒刑に處す

第二百三條 官の文書を毀棄したる者を懲役に處す

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を毀棄したる者を重懲役に處す

第二百五十九條 權利義務ニ關スル文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下

ノ懲役ニ處ス

本條は一人の權利義務に關する文書を毀棄した者の處分に關する規定で此權利義務に關する他人の文書と云ふことは權利義務を證明する爲めに作つた他人の文書のことにて假へば金圓の借用事項を證明する貸借證書の如き又は土地の賣買を證明する土地賣渡證書の如き總て權利の發生變更移轉消滅等の事項を證明し義務の消滅事項を證明する請取證書等のことであります、此等の文書を毀棄すれば本條の罪で、而して毀棄とは前條に於て陳べた如く此等の事項を證明する文書の證據力を滅却することであり、滅却とは文書を破壊又は全部に墨を塗る等は滅却即ち毀棄であります、而して此權利義務に關する他人の文書を毀棄した者は五年以下の懲役に處せられます、本條は舊刑法第四百二十四條を修正した規定であります、



第二百二十四條 人の權利義務に關する證書類を毀棄滅盡したる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

本條は他人の建造物及び艦船を損壞した者の處分に關する規定で、本條に他人の建造物及び艦船を損壞したる者とありますが此建造物と云ふは人の住居する家屋其他の建造物のことで艦船とは軍艦商船其他の船舶のことであり、而して損壞とは破壊すること、即ち建造物及び艦船の全部又は一部を破壊して其用に堪へない様にしたことであり、假へば人の住居する家屋を破壊して人の住居するか出來ない様に爲し又は軍艦を砲撃して其用に堪へない様にした場合等のこととあります、又人の住居する家屋を破壊しても人は住居することが出來る軍艦を砲撃しても其用に堪へるとしても、修繕を加ふる必

要のあるときは、損壞であります、此損壞の手段に爆發物を用いたると手を以て破つたに拘らず兎に角建造物又は艦船の全部若くは一部を破壊すれば本條の罪であります、而して本條の罪を犯した者は五年以下の懲役に處せられます、本條後段に因て人を死傷に致したるときは傷害の罪に比較し重きに從て處斷すと云ふことは、此建造物及び艦船を損壞すれば往々人を死傷に致すことかあります、若し建造物及び艦船を損壞した爲め人を死傷に致したときは傷害罪に比較し重きに從て處分すると云ふことであります、

本條は舊刑法第四百十七條を修正した規定で舊刑法は人の住居する建造物のみにつき規定し艦船等を損壞した場合には罰することが出來ない不都合かありますから、本法は其範圍を擴張し他人の建造物及び艦船を損壞した者と修正したのであります、

參照舊刑法

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者は一月以上五年以下の重禁錮に處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す因て人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタ



ル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は前三條に記載した以外の物を損壞又は傷害した者の處分に關する規定で而して前三條とは、第二百五十八條、第二百五十九條、第二百六十條の三條のことであります、即ち公務所の用に供する文書又は權利義務に關する他人の文書を毀棄する罪及び他人の建造物又は艦船を損壞した罪であります、而して此等以外の物と云ふは他人の家屋に屬する牆壁及び園池の裝飾又は田畑の樊圍牧場の柵欄他人の稼穡竹木其他需用の植物土地の經界を表はした物件他人が日用の器物等を損壞し、又は他人の牛馬犬猫家畜養豚等を傷害した者のことであります、此等の物を損壞又は傷害した者は、三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられます、

本條は舊刑法第四百十八條より第四百二十二條に至る五箇條を修正した規定で舊刑法は其物件の種類に因り其刑に輕重の區別を設けましたけれども、此等は何れも犯罪の情狀でありますから、本法は此等犯情は事實裁判官の認定に任して適宜刑を科せしむることとして舊刑法の區別を廢しました、

参照舊刑法

- 第四百十八條 人の家屋に屬する牆壁及び園池の裝飾又は田畑の樊圍牧場の柵欄を毀壞したる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し又は二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
- 第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は三圓以上三十圓以下の罰金を附加す
- 第四百二十條 土地の經界を表したる物件を毀壞し又は移轉したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
- 第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す
- 第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上廿圓以下の罰金を附加す

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ 差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又賃借シ

タル物ヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

本條は差押を受け物權を負擔し又賃借した自分の物を損壞又は傷害した者の處分に關する規定で此差押を受けたと云ふことは裁判所の證據品として差押へた場合執達吏は債務者の財産を差押へた場合或は稅務官吏は稅法違犯として違犯者の財産を差押へた場合等のことで物權を負擔しと云ふことは自分の土地を抵當と爲し其地質權地上權等の物權を



設定した場合は、又は賃貸したと云ふことは自分の動産不動産を賃料を得て貸付けたときは、自分の動産不動産の上に他人の権利が存在して居りますから、此権利の存在して居る間は自分の物で自分の自由が出来ませんから、此差押を受け物権を負擔し又は賃貸を爲し居る自分の物を損壞又は傷害した者は前三條即ち第二百五十九條第二百六十條第二百六十一條の例に依り處分するを云ふこととてあります、舊刑法には此等に關する規定がありません爲め實際上不便でありますから本法は必要上本條を設けたのであります、

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

本條は他人の信書を隱匿した者の處分に關する規定で此犯人の信書と云ふことは、人の意思を他人に通知することを記載した文書のこととてあります、而して如何なる事項を記載した文書の信書であるかは、事實上の問題で要するに人の要件に關する事項を記載した文書は信書であります、藏匿とは隠すこととて即ち他人の信書を隠して他人の發見を妨

たこととあります、此他人の信書を藏匿した者は六月以下の懲役若くは禁錮又は五十圓以下の罰金若くは科料に處せられます而して本條は本法の newly 設けた條文であります

第二百六十四條 第二百五十九條第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告

訴ヲ待テ之ヲ論ス

本條は第二百五十九條の權利義務に關する他人の文書を毀棄した罪第二百六十一條に記載した舊刑法第四百十八條より第四百二十三條に至る五箇條に記載した物を損壞又は傷害した罪及び前條の他人の信書を隱匿した罪は告訴があれば罰するけれども、告訴がなければ罰しないと云ふこととてあります、



明治四十三年二月二日印刷  
明治四十三年二月五日發行

新刊  
對照刑法講話

定價金六拾錢

著者

齋藤與七郎

發行者

宮城伊兵衛

印刷者

鵜澤幸三郎

印刷所

丸利印刷合資會社



東京市神田區三河町一丁目十四、五、六番地

發行所

東京市本郷區弓町一ノ二  
振替口座東京七六七四番

昭文堂  
電話下谷三四四一

發賣元

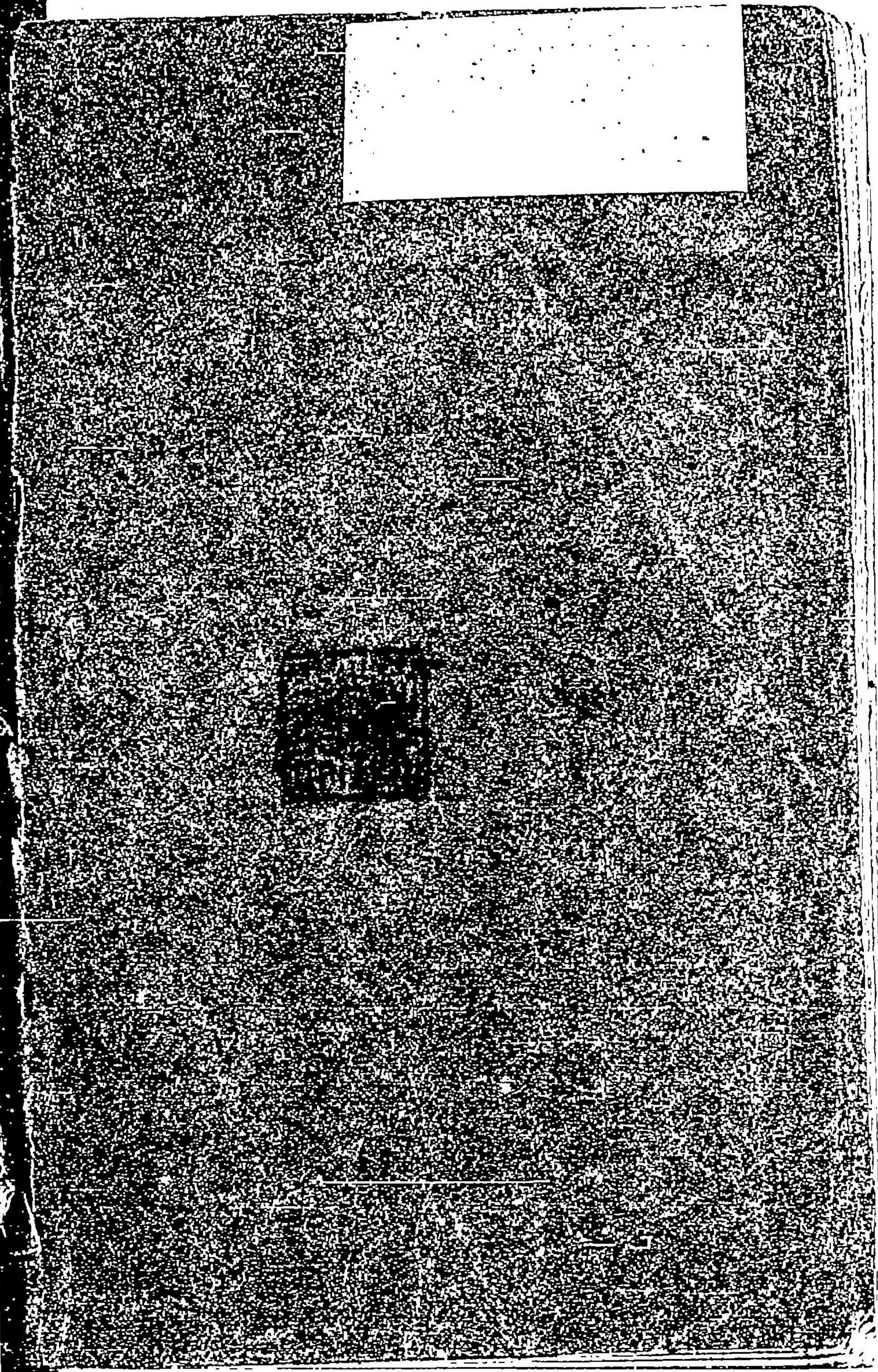
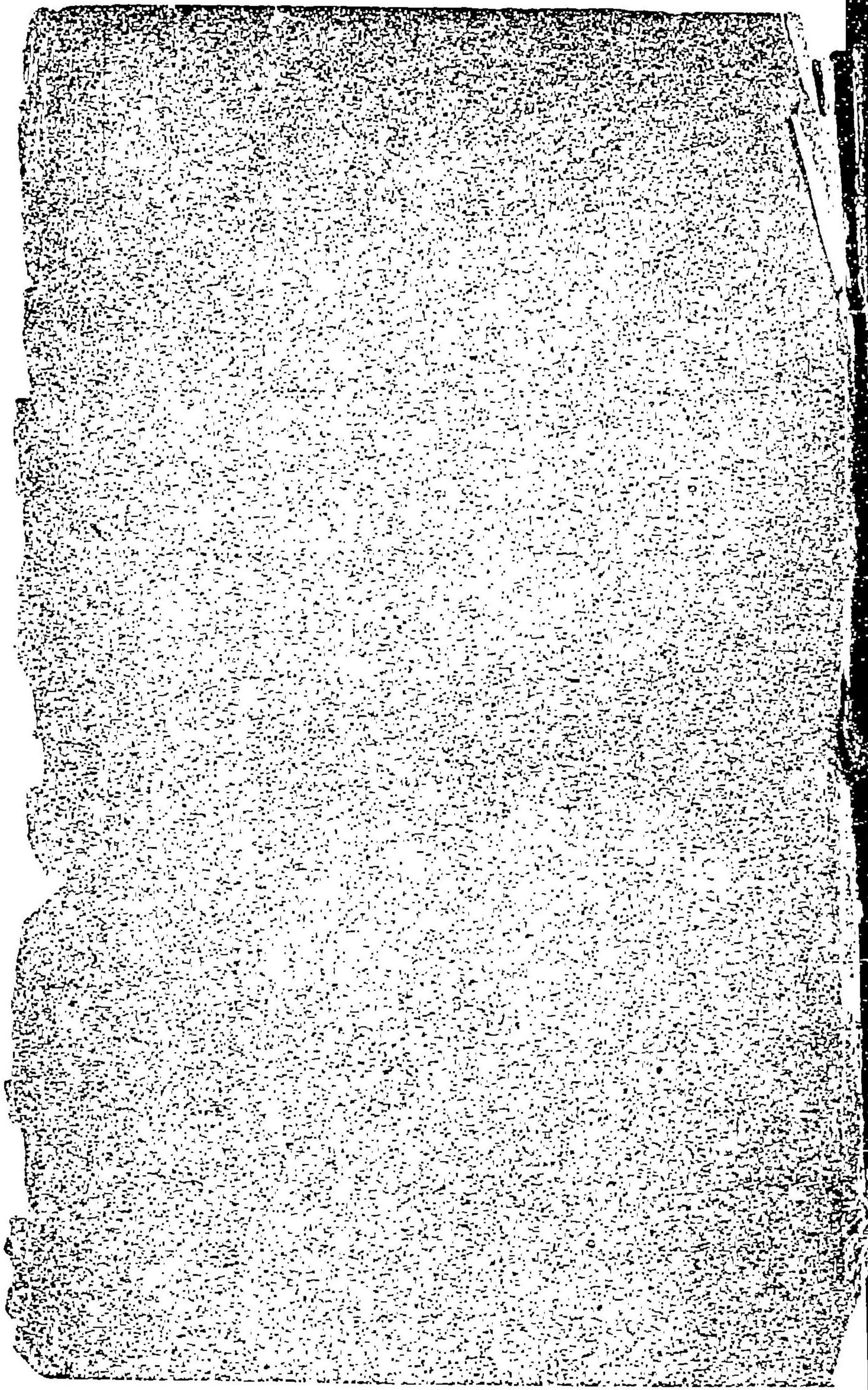
東京市神田區今川小路二ノ四  
振替口座東京七四四七番

清水書店  
電話本局九六五番



89  
675

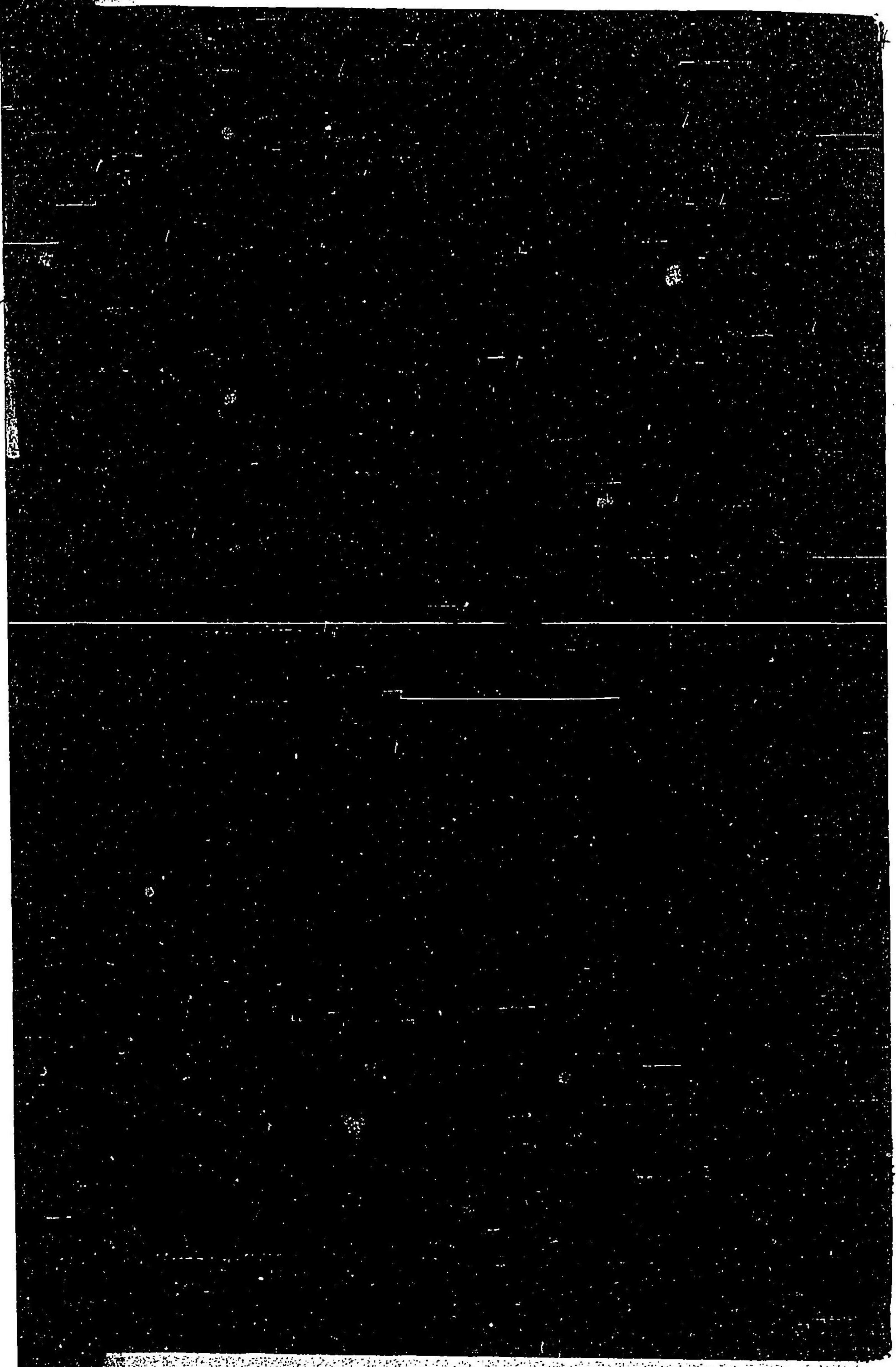






68  
549







68

549

035730-000-3

68-549

刑法講話

齋藤 与七郎 / 著

M43

BBP-0305

